

2011年2月10日  
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に  
関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2011年1月28日付けで諮問（第460号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関するコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

生活保護受給者が医療機関（薬局を含む。以下「医療機関」という。）を受診した場合、医療機関からの診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）は社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を経て保険者である藤沢市福祉事務所生活福祉課へ紙媒体で送付されているが、平成23年度当初からは支払基金から保険者へ送付される情報についてはオンライン化を求められている。（内閣官房IT戦略本部の平成18年1月19日「IT新改革戦略」により「遅くとも2011年度当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならないものとする。」とされている。）

そのため、オンライン化へ対応するために厚生労働省では、生活保護に特化したレセプト管理システムを開発し、全国の福祉事務所へソフトウェアの提供を行っているところである。このことを受け、藤沢市福祉事務所でも平成23

年度から生活保護版オンライン請求システム及びレセプト管理システムを導入し、次のようにレセプトの電子化に対応する予定である。

ア 支払基金からレセプトをオンラインで受領する

イ 既存の生活保護システム（福祉総合システム「ささえ」）から、生活保護受給者データを抽出する。

ウ ア及びイのデータを専用のサーバに保存し、電子的に管理する。

このため、レセプトを紙で処理していたものをコンピュータ処理に変えることについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理の必要性

次の理由からレセプトデータに係る業務をコンピュータにより処理したい。

ア レセプトについては国の方針により電子化が進められており、医療機関から保険者へのレセプト請求についてはレセプトシステムを使用して行うことが厚生労働省より求められている。このことにより、保険者である藤沢市福祉事務所でもレセプトの電子化への対応が必要になっている。

イ 現在レセプトについて紙ベースで資格や内容の点検を行っているが、件数が毎月約8,000件という膨大な量であり、点検に多くの時間や労力が必要になっている。レセプトデータが電子化されると、データの突き合わせや検索が容易になり、点検業務の大幅な効率化を図ることができる。

## (3) コンピュータ処理をする情報

ア レセプトデータ（現在紙で取扱をしているものと同様のデータ）

氏名・生年月日、性別、保険者番号、公費負担者番号、受給者番号、交付番号、診療年月、レセプト管理番号、レセプト種別、券種、都道府県番号、市町村番号、被保険者証記号・番号、医療機関コード、医療機関名、処方箋医療機関コード、処方箋医療機関名、有効開始日、有効終了日、単独券併用券区分、診療種別、本人支払額、処理年月、検索番号、診療・調剤年月、実施機関番号、給付割合、保険種別、本人・家族区分、入外別種別、診療科、加入者番号、所得区分、支払先、請求年月、受診者種別、年齢、返戻理由、決定点数、請求点数、診療実日数、傷病名、主傷病名、診療開始日、療養の給付、負担金額（公費）、外来一部負担金、入院一部負担金、食事回数、食事療養・生活療養、食事合計金額、食事標準負担額、請求確定金額、高額療養費金額

イ 生活保護システムデータ（既存システムから抽出：レセプトデータと照合するための医療券情報）

生年月日、性別、受給者番号、券種、医療機関コード、医療機関名、処方箋医療機関名、有効開始日、有効終了日、単独券併用券区分、本人支払額

## (4) システム概要

生活保護版オンライン請求システム 端末1台

生活保護版レセプト管理システム サーバ1台、端末2台、プリンタ1台

(5) コンピュータ処理の内容

今回導入するシステムについては、支払基金からレセプトデータを受領する「オンライン請求システム」と受領したレセプトデータ及び既存の生活保護システムから抽出したデータを専用サーバで管理する「レセプト管理システム」の2つのシステムがある。また、支払基金では電子レセプトの管理システムを平成19年3月から導入しており、随時医療機関からレセプトを電子的に受領している。支払基金は全国に47支部があり、藤沢市の場合、神奈川支部（横浜市中区山下町34番地）からレセプトデータを受領することになる。

ア オンライン請求システムでのレセプトの受領について

支払基金神奈川支部からレセプトデータを生活福祉課事務室内に設置するオンライン請求用専用端末で受信する。

イ レセプト管理システムへのデータの取り込みについて

オンライン請求用専用端末から受信した電子データを一旦フロッピーディスクに落として、レセプト管理システム（サーバ）へ情報の取り込みを行う。

次に、現在生活福祉課で稼働している生活保護システムから必要な生年月日、受給者番号、券種、医療機関コード等の生活保護受給者の医療券情報を一旦フロッピーディスクに落とし、レセプト管理システム（サーバ）への取り込みを行う。

ウ レセプト情報の点検及び検索等について

上記のレセプト電子データと生活保護受給者情報の突き合わせ、内容点検及び検索等についてレセプト管理システム端末を使用して行う。

エ 取扱件数

レセプトの受領件数 毎月約8,000件（年間約96,000件）

(6) 安全対策

個人情報にかかるデータについて、記録媒体の管理、電子計算機・端末機の使用管理、使用状況の管理、通信回線に伝送するときの措置、保安措置などを「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正かつ厳格に行う。

ア システム上の保護

(ア) オンライン請求システム

支払基金神奈川支部からIP-VPN回線を使用し、SSL方式で暗号化したレセプトデータを受け取る。また、事前に電子証明書を取得し、ネットワーク上のなりすましを防止する。生活福祉課事務室内に設置する端末操作についてはユーザID・暗証番号による認証を行い、端末機操作を生活福祉課医療担当職員に限定する。

レセプト情報は端末機には保存せず、フロッピーディスク経由でサーバにデータを移し、フロッピーディスクについてはフォーマットを行い、データが残らないよう処理を行う。さらにフロッピーディスクについては鍵がかかるキャビネットで管理を行う。

(イ) レセプト管理システム

生活福祉課事務室内に設置する端末操作についてはユーザID・暗証番号による認証を行い，端末機操作を生活福祉課医療担当職員及びレセプト内容点検委託業者に限定する。なお，業務委託契約については「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」により，個人情報の保護を図る。

レセプト情報は端末機には保存せず，入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

イ 運用上の保護

(ア) サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し，入退室の状況を記録する。

(イ) 暗証番号は定期的に変更するとともに，操作の状況を記録する。

(ウ) 保存年数を経過したデータは速やかに消去し，データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録内容を復元できない状態にして破棄する。

(エ) 保存年限を経過した帳票は溶解し，確実に破棄する。

(オ) 個人情報の適正な取り扱いを確保するために，関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに，個人情報の適正管理についての点検を行う。

(7) 実施年月日

2011年（平成23年）4月より稼働開始予定

(8) 提出資料

資料1 社会保険診療報酬支払基金資料

資料2 内閣官房 IT戦略本部「IT新改革戦略」抜粋

資料3 厚生労働省保険局総務課長「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」

資料4 レセプト書式

資料5 生活保護版オンライン請求システム及びレセプト管理システム構成図

資料6 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程

資料7 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書（案）

資料8 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

ア レセプトについては国の方針により電子化が進められており，医療機関から保険者へのレセプト請求についてはレセプトシステムを使用して行うこと

が厚生労働省より求められている。このことにより、保険者である藤沢市福祉事務所でもレセプトの電子化への対応が必要になっている。

イ 現在レセプトについて紙ベースで資格や内容の点検を行っているが、件数が毎月約8,000件という膨大な量であり、点検に多くの時間や労力が必要になっている。レセプトデータが電子化されると、データの突き合わせや検索が容易になり、点検業務の大幅な効率化を図ることができる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

## (2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

個人情報にかかるデータについて、記録媒体の管理、電子計算機・端末機の使用管理、使用状況の管理、通信回線に伝送するときの措置、保安措置などを「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正かつ厳格に行う。

### ア システム上の保護

#### (ア) オンライン請求システム

支払基金神奈川支部からIP-VPN回線を使用し、SSL方式で暗号化したレセプトデータを受け取る。また、事前に電子証明書を取得し、ネットワーク上のなりすましを防止する。生活福祉課事務室内に設置する端末操作についてはユーザID・暗証番号による認証を行い、端末機操作を生活福祉課医療担当職員に限定する。

レセプト情報は端末機には保存せず、フロッピーディスク経由でサーバにデータを移し、フロッピーディスクについてはフォーマットを行い、データが残らないよう処理を行う。さらにフロッピーディスクについては鍵がかかるキャビネットで管理を行う。

#### (イ) レセプト管理システム

生活福祉課事務室内に設置する端末操作についてはユーザID・暗証番号による認証を行い、端末機操作を生活福祉課医療担当職員及びレセプト内容点検委託業者に限定する。なお、業務委託契約については「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」により、個人情報の保護を図る。

レセプト情報は端末機には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

### イ 運用上の保護

(ア) サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。

(イ) 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

(ウ) 保存年数を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録内容を復元できない状態にして破棄する。

(エ) 保存年限を経過した帳票は溶解し、確実に破棄する。

(オ) 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な

研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。  
以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。  
以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上